

いこーよ会員向けプレゼント保険規約  
 ～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：交通傷害)～

いこーよ会員向けプレゼント保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に交通事故によって傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

補償の概要

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合	10,000円 (入院一時金額)  ※ 1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。)	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ・ 脳疾患、疾病または心神喪失 ・ 妊娠、出産、早産または流産 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ・ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ・ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ・ 船舶に搭乗することを職務とする方またはこれらの方の養成所の職員もしくは生徒である被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ・ 職務として交通乗用具への荷物などの積込み作業、積卸し作業、整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など (注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
個人賠償責任保険金（特約）	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有（注）、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注) 住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	損害賠償金の額－自己負担額（0円）  ※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額（1,000万円）を限度とし、別枠で約款所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ ご契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 同居する親族に対する損害賠償責任 ・ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など (注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。

【被保険者（補償の対象となる方）】

「いこーよ」会員で、プレゼント保険申込み画面より登録をされたご本人・配偶者・その他親族（\*）となります。  
 (\*）本人または配偶者と同居の親族（注1）および別居の未婚（注2）の子をいいます。（注1）6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。  
 (注2) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。

【補償開始日時・保険期間】

申込日の翌月1日の午前0時から3か月後の午後4時までの3か月間 例) 8/10申込⇒補償開始：9/1午前0時、補償終了：12/1午後4時

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。  
 ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。  
 <連絡先> フィナンシャルエージェンシー事故受付デスク 電話：0800-080-0014 (24時間365日無料)

【お申込みにあたってのご注意】

・いこーよ会員向けプレゼント保険は保険契約者をアクトインティ株式会社、取扱代理店を株式会社フィナンシャル・エージェンシー、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の一般包括契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。  
 ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

アクトインティ株式会社および株式会社フィナンシャル・エージェンシーは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的のみに使用致します。詳細はアクトインティ株式会社のホームページ（[http://iko-yo.net/terms/policies/personal\\_data](http://iko-yo.net/terms/policies/personal_data)）および株式会社フィナンシャル・エージェンシーのホームページ（<https://www.financial-agency.com/compliance/personalinfo/>）をご覧ください。  
 I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため III. Iにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため V. 傷害保険サービスの提供会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Vについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。詳細についてはau損害保険株式会社のホームページ（<http://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先	株式会社 フィナンシャル・エージェンシー 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-19-19 恵比寿ビジネスタワー 16F TEL：0120-907-969（平日10：00～19：00）
---------	---

【引受保険会社】
<b>au損害保険株式会社</b>